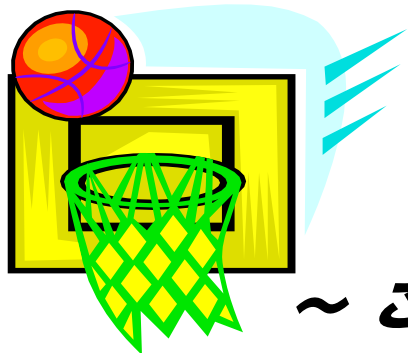




若林区役所ふるさと広場

バスケットコートの使用方法について

～ ご使用前に**必ず**お読みください ～

1. 平日の利用について

- ①利用時間 : 「9時～12時」と「13時～17時」の時間帯。
鍵をお渡ししてから2時間以内。
ただし、市内小中学校の夏期、冬期の休み期間に準ずる期間中は、1時間以内とします。
- ②受付時間 : 窓口での鍵貸し出し等の受付時間は**9時～16時30分**となります。
(窓口受付時間の変更は、**令和8年9月1日**～。)
- ③利用回数 : 利用回数は、**1グループ1日1回とします。**
- ④鍵の受渡し : 若林区役所4階「まちづくり推進課」の窓口。
必ず「使用許可証」を持参ください。
- ⑤鍵の戻し : 利用許可終了時間の**5分前までに鍵を閉め、窓口に鍵を返してください。**
※次に利用する方が来ても、直接、鍵の受け渡しはしないでください。
- ⑥利用予約 : 平日に限り **1週間先まで1回に限り予約できます。**(電話でも可)。
使用開始時間を5分過ぎても鍵の受け取りが無い場合は、キャンセルとさせていただきます。

2. 土・日、祝日の利用について

- ①利用時間 : 平日と同じ。ただし、1時間以内とさせていただきます。
- ②利用回数 : 平日と同じ。
- ③鍵の受渡し : 若林区役所北側1階の守衛室。
必ず「使用許可証」を持参ください。
- ④鍵の戻し : 平日と同じ。返却は若林区役所北側1階の守衛室へ。
- ⑤利用予約 : 事前予約はできません。直接来庁の上、守衛室で利用状況を確認してください。
- ⑥年末年始 : 年末年始の区役所閉庁日は利用できません。

3. 天候等による貸出中止について

台風や大雨、大雪、強風、凍結等の荒天や熱中症の危険性が高い日、市内で災害が発生あるいはそれぞれその可能性が高い日や、法律、条令、規則等で貸し出しが難しい場合、その他破損等が見られる場合は予告の有無にかかわらず貸し出しを中止します。

注意事項

① ボールは備えておりません。各自でご用意ください。
② コート内での食事・喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。
③ ゴミは必ず持ち帰ってください。
④ 公共の場なので、必ず着衣の上、プレーしてください。(半裸・全裸は不可)
⑤ 近隣の迷惑とならないよう、必要以上の大声等はお控えください。
⑥ 使用中の事故、ケガ、盗難等や他の利用者や近隣とのトラブルについては、一切責任を負いません。プレー前は準備運動を十分にし、体調管理を行ってください。特に暑いと感じるときは、熱中症に注意し、水分補給や休憩を取ってください。
⑦ 使用許可証の内容や予約内容に変更が生じた場合には、速やかに若林区役所 4階「まちづくり推進課」へ連絡してください。
⑧ 貸し出し時間中、他の人に「また貸し」はできません。
⑨ 使用方法や注意事項に反する行為があった場合には、使用許可、登録を取消します。
⑩ バスケットゴールへのぶら下がり、フェンスに登ること、ベンチ座面に下足のまま登ること、その他バスケットコートの施設を破損する行為により破損や汚損、又は貸し出しができない状態となった場合は弁償していただく場合があります。

平日の予約及び問い合わせ先:

若林区まちづくり推進課 代表282-1111 内線 6138

○若林区役所 守衛室

